



救済委員からのメッセージ

—— 子どもアシストセンター 10年度目をふり返って ——

札幌市代表子どもの権利救済委員 杉浦郁子

1 10歳になりました

2009（平成21）年4月に「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」が施行され、同時に札幌市子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」がスタートしてからちょうど10年目の活動が終わりました。

小学校の中には、10歳になる4年生たちを対象に「二分の一成人式」という行事を行っている学校があるそうですが、子どもアシストセンターも人間で言うと10歳であり、「二分の一成人式」を迎えるまでに成長しました。これも市内に住む子どもの皆さん、市内に通勤や通学をする子どもの皆さん、保護者や家族の皆さん、保育園・幼稚園や学校および職場で日頃から子どもたちに関わっておられる大人の皆さん、そのほか見守って応援してくださった市民の皆さんのお陰と思います。心より感謝申し上げます。

2 一年を振り返って

この一年を振り返りますと、まず4月には吉川正也救済委員に代わって原敦子救済委員が就任しました。救済委員を2名とも女性が務めるのは、子どもアシストセンターが始まって以来、初めてのことでした。また、相談員7名中2名と事務局スタッフ4名中2名も交代し、平均年齢が少し低くなった新体制でスタートを切りました。

9月6日未明には北海道胆振東部地震が起これ、札幌市内は最大で震度6弱の強い揺れに見舞われました（地震により大きな被害に遭われた方々には、謹んでお見舞いを申し上げます）。

その後まもなく、北海道全体がブラックアウトとなり停電しました。子どもアシストセンターでも6日は停電のため、電話もパソコンも使えませんでした。徒歩や自転車などで出勤できたスタッフ5～6名が待機して、万が一、子どもや大人が面談に訪れた場合に備えていました。幸い、子どもアシストセンターが入っているビルでは、翌日から電気が復旧し、ほぼ平常通りの業務を再開することができました。

大きな地震が起きた後には、子どもたちの心に特有の反応が生じることが予想されたので、想定される相談内容とそれらへの応答（緊急支援的な応答）の仕方をスタッ

フ内で共有しました。特有の反応というのは、例えば「お母さんやお父さんから離れたがらず、甘えん坊になる」とか、「イライラしている」、「地震のことばかり気にしている」等です。案の定、保護者や子ども本人からそのような相談が少なからず寄せられましたので、「子どもが一時的にこうした反応を示すことは、大きな地震の後では自然で正常なことであること」を伝えて安心してもらうようにしました。保護者や家族に対しては、大らかな気持ちで子どもを見守り、普段よりもスキンシップを多くしてできるだけ「安心感」を与えてくださいとお願いしました。

その後、地震の動揺がまだ冷めやらぬ9月18日～10月12日までの4週にわたって、初のLINE相談を試して行いました。人々のメール離れが進み、子どもアシストセンターに寄せられるメール相談の数も減ってきている中、子どもたちが日常でよく使うLINEを用いての相談を試してみたことには意義があり、今後の課題も見えてきたことを評価したいと思います。

3 印象に残った子どもと大人

2018年度、子どもアシストセンターに相談してくれた子どもや大人の中で、印象に残る人たちのことを少し書いてみたいと思います。

(1) 保護者が何らかの心理的な不調を抱えていて、その影響で子どもが当たり前の生活を送ることが困難になっていると推測されるケースが数例ありました。子どもアシストセンターとしては、何度も続けて保護者や子どもの相談に応え、時には子ども本人と保護者の希望を受けて学校に調整活動に入り、支援を行ないました。

ご存知の方もいらっしゃると思いますが、札幌市では、19歳の女性が2006年に保護されるまでの約8年間、精神病を患った母親に自宅で監禁状態に置かれていたという事件がありました。その後、不登校の子どもについて「定期的に学校の先生が子どもの様子を目で見て確認する」などの再発防止策が講じられました。上記のような痛ましい事件が繰り返されぬよう、子どもアシストセンターとしても子どもと保護者を見守っています。

(2) ある子どものことで嬉しい出来事がありました。名前を仮にA君とします。A君は中学生の時に初めて子どもアシストセンターに相談の電話をかけてくれました。それ以来、約3年の間に合計700回以上の電話相談を重ねていましたが、今年度になって初めて子どもアシストセンターに来談してくれました。私は、遂にA君が自分の足で面談に来てくれたことをとても嬉しく思いました。初めて来てくれたA君はかなり緊張している様子でしたが、それでも相談員とポツリポツリと会話をして帰って行きました。

A君はお母さんと二人暮らしで、対人関係が少し苦手な男子です。お母さんの仕事の

都合で、夜遅くまでひとりで留守番をすることもあります。夕方から夜の時間帯に、子どもアシストセンターに電話をよくかけてくれます。お話することがあまり得意でないのか、電話をかけてくれた際に、時々無言になってしまうこともありますが、身の回りの出来事などを話してくれます。

この約3年の間にA君は高校受験を経験し、家事のお手伝いでお母さんを助けることが多くなり、最近では高校卒業後の進路も話題にしはじめました。横道にそれず不登校にもならず、着実に成長していることがうかがわれます。今後も子どもアシストセンターはA君を応援し、成長を見守っていきたいと思います。

4 体罰と禁止法について

今年度は体罰に関する報道が目につきました。スポーツ界における体罰、教師による生徒への体罰、家庭での親から子どもへの体罰などが頻繁に報道された1年でした。

1月下旬には、千葉県で小学4年生の女儿が父親からの「しつけ」と称する虐待で亡くなるという痛ましい事件が起こりました。その直後の2月上旬に国連の「子どもの権利委員会」は「子どもの権利条約 第4回・第5回日本報告書審査と総括所見」の中で、日本政府に子どもへの体罰を禁じる法整備を急ぐよう、以下の通り勧告しました。

「26. (a) 家庭、代替的養護および保育の現場ならびに刑事施設を含むあらゆる場面におけるあらゆる体罰を、いかに軽いものであっても、法律（とくに児童虐待防止法および民法）において明示的かつ全面的に禁止すること」（訳：平野裕二氏）。

札幌市子どもアシストセンターは、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づいて設置されました。この札幌市の条例はそもそも、日本国憲法および「子どもの権利条約」（1989年に国連で採択、日本は1994年に批准）の理念に基づいて制定されたものです。それゆえ、子どもアシストセンターはこの国際条約と密接なつながりを持っていきますし、国連「子どもの権利委員会」による日本政府への勧告についても無関心ではられません。

2月には私が主導する職員研修会で、日本弁護士連合会が作成した『子どもがすこやかに育つ、虐待のない社会を実現するために』という冊子その他を用いて学ぶ機会を持ちました。数多くの科学的な調査・研究から、体罰が子どもの脳や心に深刻な悪影響を及ぼすことが証明されていることを学びました。また、その時点で54か国が家庭での体罰を法律で禁止しており、それらの国では着実に体罰や虐待が減少していることも分かりました。

日本政府は2019年3月19日に、親権者のしつけでも体罰を禁止する児童虐待防止法と児童福祉法の改正案を閣議決定しました。今国会（会期末は6月下旬）での成立を目

指すということです。2018年度は体罰に関する事件が多数報道された年でしたが、国民の関心が高まり、年度末になって法律改正の動きも本格化したことは大きな前進と言えると思います。

5 次のステップへ

札幌市子どもアシストセンターは10年目の活動を終え、2019年度からは新しい段階へと歩みを進めます。20年目、30年目の札幌と未来の子どもたちに思いを馳せながら日々努力を続けていく所存ですので、今後とも皆さまのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。